

## 被用者年金制度の一元化（厚生年金と共済年金の統合）について

平成 27 年 10 月 1 日より、被用者年金制度の一元化により、厚生年金と共済年金（国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済）が統合しました。

統合の主な内容は、次のとおりです。

- 公務員及び私学教職員も厚生年金に加入する。
- 2 階部分の年金は厚生年金に統一し、職域部分は廃止する。（同一給付）
- 公務員等の保険料率を厚生年金の保険料率（上限 18.3%）に統一する。（同一保険料）
- 制度的な差異（遺族年金の転給等）は、基本的に厚生年金に揃えて解消する。

被用者年金制度の一元化により、厚生年金に加入している方については、大きな変更はありませんが、共済年金等に参加している方については、いくつかの大きな変更点があります。

### 1. 厚生年金加入者の方の主な変更点（共済の基準に合わせる）

#### （1）退職改定の統一

「退職した日から起算して、1 か月を経過した日の属する月（つまり翌月）から年金額を改定する」に変更されました。

今までは、資格喪失後から起算して 1 か月後でしたので、月末退職の場合、翌月の 1 日が資格喪失となりますので退職した日の翌々月に年金額が、改定されました。

#### （2）被保険者期間の計算の統一

「厚生年金の資格を同月に取得・喪失し、国民年金の資格を取得したときは、厚生年金の保険料は徴収せず、国民年金の資格のみとする」に変更されました。今までは、厚生年金の資格も有し、保険料も両方徴収されました。

#### （3）地方議員等の老齢厚生年金に対する在職支給停止の適用

地方議員等の老齢厚生年金にも在職支給停止の規定が、10/1 以降適用されます。

### 2. 共済年金に参加されている方の主な変更点（厚生年金の基準に合わせる）

#### （1）被保険者期間の年齢制限の統一

被保険者期間の年齢を、制限なしから「70 歳まで」の制限に変更されました。

#### （2）未支給年金の給付範囲の統一

未支給の保険給付の給付範囲は、「死亡した者と生計を同じくしていたその者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又は三親等内の親族」に変更されました。

#### （3）老齢給付の在職支給停止規定の統一

60 歳以上の老齢厚生年金受給者（企業、公務員、私学）が、厚生年金被保険者（企業、公務員、私学）になったときの在職老齢年金の規定が統一されました。

・65歳までは、賃金＋年金が28万円を超えたら年金の一部又は全部が支給停止となる。

・65歳以降は、賃金＋年金が47万円を超えたら年金の一部又は全部が支給停止となる。

(4) 障害給付の支給要件の統一

今まで障害給付の保険料納付要件がなかったが、**保険料納付要件**「初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上である」で統一されました。

(5) 遺族年金の転給制度の廃止

今まで遺族年金は、先順位者が失権したときは、次順位者に支給される転給制度があったが、今回(10/1)から**転給制度が廃止**となりました。

(6) 保険料率の統一

保険料が、厚生年金はH29年、共済組合はH30年、私学共済はH39年に**18.3%で統一**されました。

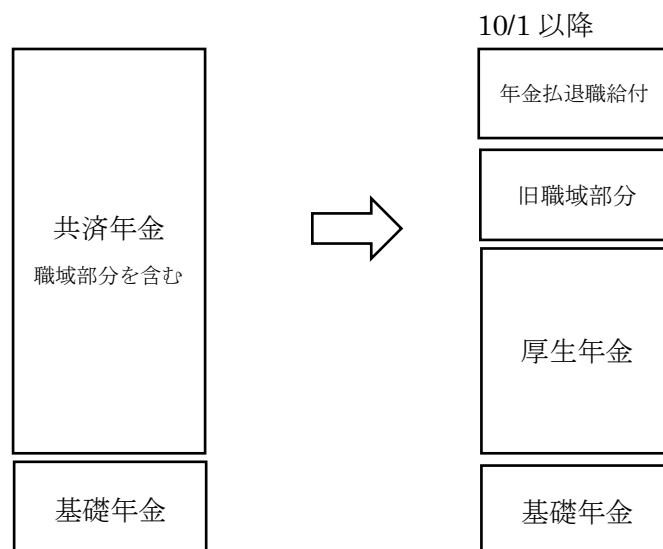
(7) 手当率制から標準報酬制に移行

保険料及び給付の算定基礎は、従来の手当率制(給与月額×1.25)から**標準報酬額に統一**されました。

(8) 職域部分の廃止に伴う「年金払いの退職給付」の創設

共済年金の職域部分が10/1以降、廃止となり、新たな年金として民間の企業年金に相当する積み立て方式の「**年金払い退職給付**」が創設されました。

平成27年10月以降の共済組合及び私学共済の年金給付



以上